

奈良県告示第三百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年二月二日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
中島歯科医院	生駒市谷田町一六〇〇 近鉄百貨店三階	平成二十九年十月三十一日
はばた整形外科	大和郡山市田中町七六六一	平成二十九年十一月三十日
ノチオカ薬局	桜井市大字桜井八七三	平成二十九年十一月三十日
増田歯科医院	御所市大字三室四二七	平成二十九年十一月三十日